平成２７年（フ）第３５２２号
大阪市住吉区墨江３丁目12番２号
債務者　谷口　公一
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５４２号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番40―104号
債務者　大谷　宗子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５５８号
大阪市平野区長吉出戸８丁目11番４―1210号
債務者　倉本　泰弘
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９７号
山形市江南２丁目10番13号、住民票上の住所山形市江俣３丁目８番５号
債務者　皆川　　薫
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０７号
山形市旭が丘５番12―８号　ｍ・ｄコープＶ203号、前住所山形市大字下椹沢338番地
債務者　石澤清五郎
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１０号
山形県天童市北久野本２丁目２番46号
債務者　佐藤　友紀
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１１号
山形県寒河江市越井坂町136番地の３、前住所山形県天童市大字蔵増1780番地５
債務者　庄司　智嘉
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１３号
山形市江俣４丁目11番35号　斉藤アパート103号
債務者　伊藤卯太郎
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６３号
岐阜県大垣市浅草２丁目29番地　セルベル108
債務者　小林　貴仁
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
愛知県岡崎市中島町字後屋敷９番地７
債務者　藤井多賀子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６３３号
埼玉県新座市野火止３丁目12番26号　カスカベコーポ201号室
債務者　千葉　　直
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６３４号
埼玉県新座市野火止３丁目12番26号　カスカベコーポ201号室
債務者　千葉玲子こと　姚　　玉玲
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６５６号
埼玉県蕨市中央１丁目34番９号　グリーンパレスⅡ302号
債務者　日水　　僚
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７２０号
埼玉県新座市野火止４丁目５番４号
債務者　片桐　好恵（旧姓キズマズ）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７５６号
さいたま市浦和区本太２丁目27番４号　コーポＫＴ４号室
債務者　高橋壽美恵
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８７２号
埼玉県上尾市二ツ宮1003番地41　ライム・ライト・アゲオ弐番館102
債務者　岡安　和子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３４９号
埼玉県越谷市東越谷10丁目51番地16　関森ハイツ101号
債務者　横山　周二
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係